様式第１３（第２０条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定　期　報　告　書

地方運輸局長　殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 136 条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

認定管理統括貨客輸送事業者指定番号										
特定排出者番号										
事　業　者　名										
主たる貨客輸送区分	１．鉄道による貨物の輸送 ２．事業用貨物自動車による貨物の輸送 ３．自家用貨物自動車による貨物の輸送 ４．船舶による貨物の輸送 ５．鉄道による旅客の輸送 ６．乗合自動車による旅客の輸送 ７．乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送 ８．船舶による旅客の輸送									
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） e-mail（　　）									

第１表　エネルギーの使用量

１－１．貨物輸送によるエネルギーの使用量

エネルギーの種類		単位	使用量			
			年度		エネルギー使用量熱量 GJ	連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量熱量 GJ
			エネルギー使用量	連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量		
化石燃料	揮発油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	ジェット燃料油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	軽油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	Ａ重油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	Ｂ・Ｃ重油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	液化石油ガス（ＬＰＧ）	ｔ				
	連携分	ｔ				
	液化天然ガス（ＬＮＧ）	ｔ				
	連携分	ｔ				
	石炭（　　）	ｔ				
	連携分	ｔ				
	都市ガス（ＣＮＧを含む。）	千ｍ３				
	連携分	千ｍ３				
	その他（　　）					
	連携分					
化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
連携分						
化石燃料小計（ＧＪ）						
連携分						
非化石燃料	バイオエタノール	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	バイオディーゼル	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	SAF	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	水素	ｔ				
	連携分	ｔ				
	アンモニア	ｔ				
	連携分	ｔ				
	その他（　　）	（　）				
	連携分	（　）				
非化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
連携分						
非化石燃料小計（ＧＪ）						
連携分						

電気	買電	化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
		非化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
	自家発電	非燃料由来	太陽光	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			風力	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			地熱	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			水力	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			その他（　　）	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
		燃料由来	化石由来	千ｋＷｈ			(※)	(※)
			連携分	千ｋＷｈ				(※)
			非化石由来	千ｋＷｈ			(※)	(※)
			連携分	千ｋＷｈ				(※)
	その他（　　）			千ｋＷｈ				
	連携分			千ｋＷｈ				
電気小計（原油換算ｋｌ）								
連携分								
電気小計（ＧＪ）								
連携分								
合　計ＧＪ								
連携分								
原油換算ｋｌ							㋑-1	㋑-2
連携分								
前年度原油換算ｋｌ								
連携分								
対前年度比（％）								
連携分								

備考　1　「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

2　熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）で定める換算係数を使用すること。

3　（※）に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

1－2．貨物輸送による電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算kl	数値	原油換算kl	数値	原油換算kl
月別	4月	千kWh						
	5月	千kWh						
	6月	千kWh						
	7月	千kWh						
	8月	千kWh						
	9月	千kWh						
	10月	千kWh						
	11月	千kWh						
	12月	千kWh						
	1月	千kWh						
	2月	千kWh						
	3月	千kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh						
	需給が厳しい時間帯	千kWh						
	その他の時間帯	千kWh						
合計								

備考　1　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2　原油換算kl欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1－3．貨物輸送における電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		kWh
～		kWh
～		kWh

1－4．貨物輸送における電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

メニュー名	使　用　量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
1．	kWh	kl	%
2．	kWh	kl	%
3．	kWh	kl	%

２－１．旅客輸送によるエネルギーの使用量

エネルギーの種類		単位	使用量			
			年度		エネルギー使用量 熱量 GJ	連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 熱量 GJ
			エネルギー使用量	連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量		
化石燃料	揮発油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	ジェット燃料油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	軽油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	Ａ重油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	Ｂ・Ｃ重油	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	液化石油ガス（ＬＰＧ）	ｔ				
	連携分	ｔ				
	液化天然ガス（ＬＮＧ）	ｔ				
	連携分	ｔ				
	石炭（　　）	ｔ				
	連携分	ｔ				
	都市ガス（ＣＮＧを含む。）	千ｍ３				
	連携分	千ｍ３				
	その他（　　）					
	連携分					
化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
連携分						
化石燃料小計（GJ）						
連携分						
非化石燃料	バイオエタノール	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	バイオディーゼル	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	SAF	ｋｌ				
	連携分	ｋｌ				
	水素	ｔ				
	連携分	ｔ				
	アンモニア	ｔ				
	連携分	ｔ				
	その他（　　）	（　）				
	連携分	（　）				
非化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
連携分						
非化石燃料小計（GJ）						
連携分						

電気	買電	化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
		非化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
	自家発電	非燃料由来	太陽光	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			風力	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			地熱	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			水力	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
			その他（　　）	千ｋＷｈ				
			連携分	千ｋＷｈ				
		燃料由来	化石由来	千ｋＷｈ			(※)	(※)
			連携分	千ｋＷｈ				(※)
			非化石由来	千ｋＷｈ			(※)	(※)
			連携分	千ｋＷｈ				(※)
	その他（　　）			千ｋＷｈ			(※)	(※)
	連携分			千ｋＷｈ				(※)
電気小計（原油換算ｋｌ）								
連携分								
電気小計（ＧＪ）								
連携分								
合　計ＧＪ								
連携分								
原油換算ｋｌ							㋓-1	㋓-2
連携分								
前年度原油換算ｋｌ								
連携分								
対前年度比（％）								
連携分								

備考　1　「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

2　熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則で定める換算係数を使用すること。

3　（※）に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

２―２．旅客輸送による電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算kl	数値	原油換算kl	数値	原油換算kl
月別	４月	千kWh						
	５月	千kWh						
	６月	千kWh						
	７月	千kWh						
	８月	千kWh						
	９月	千kWh						
	１０月	千kWh						
	１１月	千kWh						
	１２月	千kWh						
	１月	千kWh						
	２月	千kWh						
	３月	千kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh						
	需給が厳しい時間帯	千kWh						
	その他の時間帯	千kWh						
合計								

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30 分単位又は 60 分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算 kl 欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

２－３．旅客輸送における電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		kWh
～		kWh
～		kWh

２－４．旅客輸送における電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

メニュー名	使　用　量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
１．	kWh	kl	%
２．	kWh	kl	%
３．	kWh	kl	%

３．貨客輸送連携省エネルギー措置の実績

（１）貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた輸送量、営業運行距離又は営業運航距離の合計と省エネ効果

（２）貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた輸送量、営業運行距離又は営業運航距離の算出方法

（３）貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた輸送量、営業運行距離又は営業運航距離

エネルギーの種類	単位	連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量		連携省エネルギー措置を踏まえた輸送量、営業運行距離又は営業運航距離
		数値	熱量ＧＪ	数値	熱量ＧＪ	

第２表　輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

器具の名称	器具の概要	使用状況	導入、改造又は廃棄の状況

第３表　貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量及び個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計並びにエネルギーの使用量

１．貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量

	年度	対前年度比（%）
貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量	㋐-1	
貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）	㋐-2	

２．個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計

	年度	対前年度比（%）
個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計	㋒-1	
個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）	㋒-2	

３．貨物輸送によるエネルギーの使用量

	年度	対前年度比（%）
エネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）	㋑-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)	㋑-2	

４．旅客輸送によるエネルギーの使用量

	年度	対前年度比（%）
エネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）	㋓-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)	㋓-2	

第４表　エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

１．貨物輸送によるエネルギー消費原単位

		年度	対前年度比（%）
エネルギー消費原単位	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋑'-1） ＝ 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（㋐-1）		
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋑'-2） ＝ 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）（㋐-2）		

備考　「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-1）」及び「非化石燃料の補正及び連携エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-2）」は、㋑-1 又は㋑-2 の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じたエネルギー使用量を記入すること。

２．旅客輸送によるエネルギー消費原単位

		年度	対前年度比（%）
エネルギー消費原単位	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋓'-1） ＝ 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（㋒-1）		
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋓'-2） ＝ 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）（㋒-2）		

備考　「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋓'-1）」及び「非化石燃料の補正及び連携エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㋓'-2）」は、㋓-1 又は㋓-2 の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じたエネルギー使用量を記入すること。

３．貨物輸送による電気需要最適化評価原単位

		年度	対前年度比（%）
電気需要最適化評価原単位	= 電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)（㋑'-1'） ／ 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（㋐-1）		
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位	= 電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋑'-2'） ／ 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）（㋐-2）		

備考　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-1'）」及び「電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-2'）」は、㋑-1 又は㋑-2 の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じ、同判断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

４．旅客輸送による電気需要最適化評価原単位

		年度	対前年度比（%）
電気需要最適化評価原単位	= 電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)（㋓'-1'） ／ 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（㋒-1）		
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位	= 電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋓'-2'） ／ 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）（㋒-2）		

備考　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋓'-1'）」及び「電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㋓'-2'）」は、㋓-1 又は㋓-2 の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じ、同判断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

第５表　過去５年度間のエネルギー消費原単位並びに電気需要最適化評価原単位の変化状況及び非化石エネルギーの使用状況

１．貨物輸送によるエネルギー消費原単位

		年度	年度	年度	年度	年度	５年度間 平均原単位変化
エネルギー消費原単位							
	前年度比（%）		Ⓐ-1	Ⓑ-1	Ⓒ-1	Ⓓ-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位							
	前年度比（%）		Ⓐ-2	Ⓑ-2	Ⓒ-2	Ⓓ-2	

２．旅客輸送によるエネルギー消費原単位

		年度	年度	年度	年度	年度	５年度間 平均原単位変化
エネルギー消費原単位							
	前年度比（%）		Ⓐ-3	Ⓑ-3	Ⓒ-3	Ⓓ-3	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位							
	前年度比（%）		Ⓐ-4	Ⓑ-4	Ⓒ-4	Ⓓ-4	

３．貨物輸送による電気需要最適化評価原単位

電気使用量の集計区分			□　月別	□　時間別		
	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間 平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
前年度比（%）		Ⓐ’-1	Ⓑ’-1	Ⓒ’-1	Ⓓ’-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
前年度比（%）		Ⓐ’-2	Ⓑ’-2	Ⓒ’-2	Ⓓ’-2	

４．旅客輸送による電気需要最適化評価原単位

電気使用量の集計区分		□　月別　□　時間別					
		年度	年度	年度	年度	年度	５年度間 平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位							
	前年度比（%）		Ⓐ’-3	Ⓑ’-3	Ⓒ’-3	Ⓓ’-3	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位							
	前年度比（%）		Ⓐ’-4	Ⓑ’-4	Ⓒ’-4	Ⓓ’-4	

５．非化石エネルギーの使用状況

５－１．貨物輸送に係る電気車における非化石電気の使用状況

非化石電気の使用状況					
・□使用電気全体（自家発電を含む。） ・□外部調達電気 に占める非化石電気の割合	年度	年度	年度	年度	年度
	%	%	%	%	%

５－２．非化石エネルギー自動車の使用状況（車両総重量８トン以下の貨物自動車）

区分		実績				
		年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台
水素自動車 （燃料電池自動車を含む。）	②	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤＝①+②+③+④	台	台	台	台	台
貨物輸送に使用する自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の割合	⑦＝⑤／⑥×100	%	%	%	%	%

５－３．バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車（車両総重量８トン以下の貨物自動車）に係る参考情報

燃料の種類 （バイオ燃料又は合成燃料）	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量	台数
	%	kl	台
	%	kl	台

５－４．旅客輸送に係る電気車における非化石電気の使用状況

非化石電気の使用状況					
・□使用電気全体（自家発電を含む。） ・□外部調達電気 に占める非化石電気の割合	年度	年度	年度	年度	年度
	%	%	%	%	%

５－５．非化石エネルギー自動車の使用状況（バス、タクシー）

区分		実績				
		年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台
水素自動車 （燃料電池自動車を含む。）	②	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド 自動車	③	台	台	台	台	台
専らバイオ燃料・合成燃料 を使用する自動車	④	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の 合計	⑤＝①+②+③+④	台	台	台	台	台
旅客輸送に使用する 自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の 割合	⑦＝⑤／⑥×100	%	%	%	%	%

５－６．バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車（バス、タクシー）に係る参考情報

燃料の種類 （バイオ燃料又は合成燃料）	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の 使用量	台数
	%	kl	台
	%	kl	台

５－７．その他非化石エネルギーの使用状況

備考　１　５－１及び５－４の非化石電気の割合（使用電気全体（自家発電を含む。）又は外部調達電気）は、記載する項目に■印を付すこと。

２　５－２及び５－５の「非化石エネルギー自動車」とは、電気自動車、水素自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。「実績」の欄には、それぞれ値を記入すること。

３　５－１は「貨客輸送区分」が１の場合に、５－２及び５－３は「貨客輸送区分」が２又は３の場合に、５－４は「貨客輸送区分」が５の場合に、５－５及び５－６は「貨客輸送区分」が６又は７の場合に記載すること。

第６表　エネルギー消費原単位若しくは電気需要最適化評価原単位が改善できなかった場合又は非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

１．過去５年度間の貨物輸送によるエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（イ）、又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ロ）にその理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２．過去５年度間の旅客輸送によるエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（ハ）、又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ニ）にその理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３．過去５年度間の貨物輸送に係る電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（ホ）、又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ヘ）にその理由

（ホ）の理由
（ヘ）の理由

備考　（ホ）及び（ヘ）共に該当する場合、双方記載すること。

４．過去５年度間の旅客輸送に係る電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（ト）、
　　又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（チ）にその理由

（ト）の理由
（チ）の理由

備考　（ト）及び（チ）共に該当する場合、双方記載すること。

５．貨物輸送に係る非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

６．旅客輸送に係る非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

第７表　エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

１．貨物輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準の遵守状況

対象項目				
取組方針の作成とその効果等の把握	取組方針の策定 □ 策定している □ 策定していない	省エネ推進体制・責任者の設置 □ 全ての部門で実施している □ 大半の部門で実施している □ 一部の部門だけ実施している □ 実施していない	責任者による取組の状況（計画の策定、報告等） □ 全てを実施している □ 大半を実施している □ 一部を実施している □ 実施していない	省エネに関する従業員教育実施 □ 実施している □ 実施していない
	省エネ目標の設定・効果測定及び取組の見直し □ 全てを実施している □ 大半を実施している □ 一部を実施している □ 実施していない			
省エネ輸送用機械器具の使用	省エネ輸送用機械器具の導入 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	省エネに資する器具の導入 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない		
省エネ運転・操縦	省エネ運転・操縦 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	効率的な輸送ルートの選択 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	冷凍機効率の向上 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	
輸送能力の高い輸送用機械器具の使用	輸送用機械器具の大型化 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない			
輸送能力の効率的な活用	積載率の向上 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	貨物量に応じた輸送能力の適正化 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	空荷走行・航行距離等の縮減 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	
その他	荷主等の関係者との連携強化 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	効率的な輸送方法の選択の促進 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	物流拠点の整備 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	

２．旅客輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準の遵守状況

対象項目				
取組方針の作成とその効果等の把握	取組方針の策定 □ 策定している □ 策定していない	省エネ推進体制・責任者の設置 □ 全ての部門で実施している □ 大半の部門で実施している □ 一部の部門だけ実施している □ 実施していない	責任者による取組の状況（計画の策定、報告等） □ 全てを実施している □ 大半を実施している □ 一部を実施している □ 実施していない	省エネに関する従業員教育実施 □ 実施している □ 実施していない
	省エネ目標の設定・効果測定及び取組の見直し □ 全てを実施している □ 大半を実施している □ 一部を実施している □ 実施していない			
省エネ輸送用機械器具の使用	省エネ輸送用機械器具の導入 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	省エネに資する器具の導入 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない		
省エネ運転・操縦	省エネ運転・操縦 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	効率的な輸送ルートの選択 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	冷暖房効率の向上等 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	
旅客を乗せない走行・航行距離の縮減	回送走行・航行距離等の縮減 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない			
その他	他の事業者等関係者との連携強化 □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない	効率的な輸送方法の選択の促進 □ 該当なし □ 全てで実施している □ 大半で実施している □ 一部だけ実施している □ 実施していない		

第８表　その他実施した措置

１．エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２．電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

３．非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

第９表　二酸化炭素の排出に係る事項

１．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

	年度
燃料の使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2

備考　１　燃料の使用に伴う二酸化炭素の欄には、燃料（都市ガスを含む。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。

２　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる⑴の量から、⑵及び⑶の量を控除し、⑷の量を加算した量を記載すること。

⑴　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

⑵　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

⑶　非化石電源二酸化炭素削減相当量

⑷　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の２にも必要事項を記載し、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の３にも必要事項を記載すること。

４　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量に、備考２⑵又は⑷に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の５及び７にも必要事項を記載し、備考２⑶に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の６及び７にも必要事項を記載すること。

２．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４．地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第９表の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第９表の３に記載すること。

５．国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		$t\text{-}CO_2$
～		$t\text{-}CO_2$
～		$t\text{-}CO_2$
～		$t\text{-}CO_2$
合　　計　　量		$t\text{-}CO_2$

備考　１　本表は、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６．非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	$t\text{-}CO_2/kWh$		$t\text{-}CO_2$

備考　１　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
２　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
３　種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
４　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
５　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7．国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	t-CO_2
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	t-CO_2
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		t-CO_2
④合計		t-CO_2
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO_2
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO_2

備考　本表の各欄には、それぞれ以下に掲げる量を記載すること。

① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量

② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量

③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量

④ ①～③の量の合計量

⑤ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量

⑥ ⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量

貨客輸送事業者認定総括表　認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者において、輸送能力の合計が令第１５条第２項に定める数値以上の貨客輸送事業者の一覧

１．認定管理統括貨客輸送事業者

認定管理統括貨客輸送事業者指定番号	認定管理統括貨客輸送事業者の名称

２．管理関係貨客輸送事業者

管理関係貨客輸送事業者指定番号	管理関係貨客輸送事業者の名称

貨客輸送事業者認定第１表　認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者の名称等

認定管理統括貨客輸送事業者指定番号又は管理関係貨客輸送事業者指定番号										
特定排出者番号										
事　業　者　名										
主たる貨客輸送区分	１．鉄道による貨物の輸送 ２．事業用貨物自動車による貨物の輸送 ３．自家用貨物自動車による貨物の輸送 ４．船舶による貨物の輸送 ５．鉄道による旅客の輸送 ６．乗合自動車による旅客の輸送 ７．乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送 ８．船舶による旅客の輸送									
代表者の役職名										
代表者の氏名										
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） e-mail（　　）									

貨客輸送事業者認定第２表　エネルギーの使用量

エネルギーの種類				単位	使用量	
					年度	熱量 GJ
化石燃料			揮発油	ｋｌ		
			ジェット燃料油	ｋｌ		
			軽油	ｋｌ		
			Ａ重油	ｋｌ		
			Ｂ・Ｃ重油	ｋｌ		
			液化石油ガス（ＬＰＧ）	ｔ		
			液化天然ガス（ＬＮＧ）	ｔ		
			石炭（　　）	ｔ		
			都市ガス（ＣＮＧを含む。）	千ｍ３		
			その他（　　）			
化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
化石燃料小計（ＧＪ）						
非化石燃料			バイオエタノール	ｋｌ		
			バイオディーゼル	ｋｌ		
			SAF	ｋｌ		
			水素	ｔ		
			アンモニア	ｔ		
			その他（　　）	（　）		
非化石燃料小計（原油換算ｋｌ）						
非化石燃料小計（ＧＪ）						
電気	買電	化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ		
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ		
		非化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ		
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ		
	自家発電	非燃料由来	太陽光	千ｋＷｈ		
			風力	千ｋＷｈ		
			地熱	千ｋＷｈ		
			水力	千ｋＷｈ		
			その他（　　）	千ｋＷｈ		
		燃料由来	化石由来	千ｋＷｈ		
			非化石由来	千ｋＷｈ		
	その他（　　）			千ｋＷｈ		
電気小計（原油換算ｋｌ）						
電気小計（ＧＪ）						
合　計ＧＪ						
原油換算ｋｌ						
前年度原油換算ｋｌ						
対前年度比（％）						

備考　１　「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

２　熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則で定める換算係数を使用すること。

３　（※）に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

貨客輸送事業者認定第３表　二酸化炭素の排出に係る事項

１．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

	年度
燃料の使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2

備考　１　燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、燃料（都市ガスを含む。）の使用に伴う二酸化炭素の排出量を記載すること。

２　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる⑴の量から、⑵及び⑶の量を控除し、⑷の量を加算した量を記載すること。

⑴　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

⑵　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

⑶　非化石電源二酸化炭素削減相当量

⑷　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量

３　エネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の２にも必要事項を記載し、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の３にも必要事項を記載すること。

４　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量に、備考２⑵又は⑷に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の５及び７にも必要事項を記載し、備考２⑶に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第９表の６及び７にも必要事項を記載すること。

２．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		
t－CO_2/千 m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４．地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第９表の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第９表の３に記載すること。

５．国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		$t\text{-}CO_2$
～		$t\text{-}CO_2$
～		$t\text{-}CO_2$
～		$t\text{-}CO_2$
合　　計　　量		$t\text{-}CO_2$

備考　１　本表は、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６．非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	$t\text{-}CO_2/kWh$		$t\text{-}CO_2$

備考　１　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
２　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
３　種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
４　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
５　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

７．国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	t-CO_2
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	t-CO_2
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		t-CO_2
④合計		t-CO_2
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO_2
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO_2

備考　本表の各欄には、それぞれ以下に掲げる量を記載すること。

① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量

② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量

③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量

④ ①～③の量の合計量

⑤ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量

⑥ ⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量

８．権利利益の保護に係る請求の有無

上記１．の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第２７条第１項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するとき」の請求に係るものであることの有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別添のとおり）	２．無

９．情報提供の有無

上記１．の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第３２条第１項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別添のとおり）	２．無

［備　考］

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。

3　報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

4　報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

5　第１表の１－１、２－１及び３（３）の使用量の欄には、報告対象となる全ての輸送区分について、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。

6　第１表の１－１及び２－１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

7　第１表の１－１及び２－１の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を(　)内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

8　第１表の１－１、２－１及び３（３）のうちＧＪ（ギガジュール）を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をＴＪ（テラジュール）、ＰＪ（ペタジュール）にかえて記入することができる。

9　第１表の１－１、１－２、２－１及び２－２、第３表の１、２、３及び４、第４表の１、２、３及び４並びに第９表の１の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表（第１表の１－２及び２－２並びに第９表の１を除く。）の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（第３表の１、２、３及び４並びに第４表の１、２、３及び４については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（％）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

10　第２表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の合計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係る総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

11　第４表の１及び２の「エネルギー消費原単位」とは、貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量及び個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計の単位当たりのエネルギー消費量をいう。

12　第４表の３及び４の「電気需要最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係る原単位をいう。

13　第５表（５－３、５－６及び５－７を除く。）の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、同表の１及び２の「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の３及び４の「電気需要最適化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

14　第５表の１から第５表の４の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。

（１）エネルギー消費原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝$(Ⓐ\times Ⓑ\times Ⓒ\times Ⓓ)^{1/4}$（％）

（２）電気需要最適化評価原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝$(Ⓐ'\times Ⓑ'\times Ⓒ'\times Ⓓ')^{1/4}$（％）

15　第６表の１は、「(ロ）の理由」が「(イ）の理由」と同様になる場合には、「(イ）と同じ」と記入してもよい。第６表の２は、「(ニ）の理由」が「(ハ）の理由」と同様になる場合には、「(ハ）と同じ」と記入してもよい。第６表の３は、「(ヘ）の理由」が「(ホ）の理由」と同様になる場合には、「(ホ）と同じ」と記入してもよい。また、第６

表の４は、「(チ) の理由」が「(ト) の理由」と同様になる場合には、「(ト) と同じ」と記入してもよい。

16　第７表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。

17　貨客輸送事業者認定第１表から第３表は、貨客輸送事業者認定総括表に記載された事業者の数だけ作成すること。

18　貨客輸送事業者認定第１表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

19　貨客輸送事業者認定第１表の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

20　貨客輸送事業者認定第２表の使用量の欄には、報告対象となる全ての輸送区分について、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。